

当法人施設への面会制限のご案内

平素より、当法人の運営にご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

令和2年5月15日付けで、愛知県から「愛知県緊急事態宣言」の期間とした5月31日まで、厚生労働省から示されている面会時の対応を継続するよう依頼がありましたので、引き続き面会制限へのご協力をお願いしております。

なお、WEBによる面会や、一定の条件を満たす場合は例外的に面会対応を検討しますので、各施設にお問い合わせください。

厚生労働省から示されている面会時の対応

「面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。」